≪障がい福祉サービス利用までの流れ≫

① 相談

困っている時や新しいサービスを利用したい時は、区役所福祉課または相談支援事業所に相談します

② 申請

利用したいサービスが決まったら、区役所で手続きします

③ 計画案の依頼

「サービス等利用計画案」を作ってもらう相談支援事業所を決めます

④ 調査

区調査員が、ご本人の身体や生活のことについてお聞きします

⑤ 審査判定

調査の結果をもとに、区役所の審査会で、どのくらいのサービスが必要か(障害支援区分)が決まります

⑥ 計画案の提出

「サービス等利用計画案」を区役所へ提出します

⑦ 支給決定

区役所より『サービス受給者証』（黄緑又はピンク）が届きます

計画案や調査の結果をふまえてサービスの内容や期間が決まります

⑧ 担当者会議

相談支援専門員が、本人・家族・サービス事業者と一緒にサービスについて話し合い、「サービス等利用計画」を作ります

⑨ 利用開始

サービスを利用する事業者と契約をして、サービスの利用が始まります